

E i w a N e w s

福利厚生制度について

令和6年12月
(No.233)

円安、物価高騰にともない、従業員の賃上げが話題となっている昨今ですが、従業員の賃上げと共に福利厚生サービスの向上を検討する企業も増えているようです。

今回は、福利厚生サービスを給与課税の観点からいくつかご説明いたします。

1 創業記念品や永年勤続表彰記念品の支給

会社の創業記念に支給する記念品や、永年にわたって勤務している人の表彰のために支給する記念品などは、次に掲げる要件をすべて満たしていれば、給与課税する必要はありません。

なお、記念品や旅行、観劇への招待に代えて現金、商品券などを支給する場合や、本人が自由に記念品を選択できるような場合は、原則として給与課税されます。

<創業記念などの記念品>

- (1) 社会一般的にみて記念品としてふさわしいものであること。
- (2) 記念品の処分見込価額が10,000円（消費税等を除きます）以下であること。
- (3) 創業記念のように一定期間ごとに行う行事で支給をするものは、おおむね5年以上の間隔で支給するものであること。

<永年勤続者に支給する記念品や旅行、観劇への招待>

- (1) 勤続年数や地位などに照らして、社会一般的にみて相当な金額以内であること。
- (2) 勤続年数がおおむね10年以上であること。
- (3) 同じ人を2回以上表彰する場合は、おおむね5年以上の間隔があいていること。

2 レクリエーション旅行

レクリエーション旅行は、その内容を総合的に勘案して、社会通念上一般に行われているレクリエーション旅行と認められるもので、その旅行によって従業員に供与する経済的利益の額が少額であると認められるようなものについては、給与課税する必要はありません。

なお、次に掲げる要件のいずれも満たしている旅行は、原則として給与課税しなくてよいことになっています。

- (1) 旅行の期間が4泊5日以内であること。
(海外旅行の場合は、外国での滞在日数が4泊5日以内)
- (2) 旅行に参加した人数が全体の人数の50パーセント以上であること。
(支店や営業所ごとに行う旅行は、それぞれの職場ごとの人数の50パーセント以上)

注1) 上記要件を満たしている旅行であっても、自己の都合で旅行に参加しなかった人に金銭を支給する場合には、参加者と不参加者の全員にその不参加者に対して支給する金銭の額に相当する額の給与の支給があったものとされます。

注2) 次のようなものは、ここにいうレクリエーション旅行には該当しないため、その旅行に係る費用は給与、交際費などとして適切に処理する必要があります。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 役員だけで行う旅行 | 2 取引先に対する接待等のための旅行 |
| 3 実質的に私的旅行と認められる旅行 | 4 金銭との選択が可能な旅行 |

3 職務に必要な技術などを習得する費用の負担

職務に直接必要な技術や知識を習得させ、又は免許や資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用又は大学等の聴講費用に充てるものとして支給する金品のうち、適正なものは給与課税する必要はありません。

なお、自己啓発のための通信教育等、職務に直接必要でないものは給与課税されます。

4 商品、製品等の値引販売

会社の商品、製品等（有価証券及び食事を除きます）を値引販売をする場合で、次に掲げる要件をすべて満たしているときは、原則として給与課税する必要はありません。

- (1) 値引販売に係る価額が、会社の取得価額以上であり、かつ、通常他に販売する価額に比し著しく低い価額（通常他に販売する価額のおおむね70%未満）でないこと。
- (2) 値引率が従業員の全員につき一律に、又はこれらの者の地位、勤続年数等に応じて全体として合理的なバランスが保たれる範囲内の格差を設けて定められていること。
- (3) 値引販売をする商品等の数量は、一般の消費者が通常消費すると認められる程度のものであること。

上記要件を満たしていても、不動産のように金額が多額なものは給与課税されます。

5 食事の支給

次に掲げる要件のいずれも満たしている食事の支給は、給与課税する必要はありません。

- (1) 食事の支給を受ける従業員が、食事の価額の半分以上を負担していること。
- (2) 次の金額が1か月あたり3,500円（消費税等を除きます）以下であること。
(食事の価額) - (従業員が負担している金額)

なお、食事の支給に代えて現金で食事代の補助をする場合は、原則として給与課税されます。

注) 残業や宿日直を行う際に支給する食事は、無料でも給与課税されません。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願い申し上げます。